

# 議会報告会

とき 平成25年4月23日(火)

午後7時~

ところ 金井沢多目的集会センター

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1. 開会あいさつ | 行政区の代表者<br>議員の代表者 |
| 2. 出席議員紹介 |                   |
| 3. 開催趣旨説明 |                   |
| 4. 議会報告   |                   |
| 5. 質疑応答   |                   |
| 6. 意見・提言等 |                   |
| 7. 閉会あいさつ | 議員の代表者            |

金井沢区・南会津町議会

## 本日の出席議員 A班

	議員氏名	出身地	所属委員会	各種委員等
1	むろい かきら 室井嘉吉	田島：川島	産業建設委員会 議会広報委員会	
2	むろい みのる 室井 実	田島：後原	総務委員会	都市計画審議会
3	わたべ まさる 渡部 優	田島：古今	総務委員会 議会運営委員会	
4	○たかの せいいち 高野精一	田島：中荒井	文教厚生委員会 議会運営委員会	南会津地方環境衛生組合議会 民生委員推薦会
5	わたなべ ただお 渡部忠雄	南郷：虹の宮	産業建設委員会	
6	ゆたかひではる 湯田秀春	田島：下塩江	文教厚生委員会	広域市町村圏組合議会

### 報告会の開催趣旨

「地方のことは地方で」という地方分権が進む今、より効率的な行財政運営が求められています。このような中、住民に信頼され民主的なまちづくりを実現するためには、行政と町民との連携がますます重要になってきます。また、これまで以上に地方自治体の自己決定、自己責任が強く求められています。

さらに、我々地方議会の役割は、これまでの審議機能や監視機能の一層の充実に加えて、対案の提出も含めた政策形成機能の充実などが必要とされております。

一方、広大な地域を有する我が町では、4地域の伝統や文化を大事にし、地域の特性を最大限活用した均衡ある発展と住民相互の融和を図り、「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた安心と信頼のまちづくり」を目指すには、いかに町民の声を町政に反映していくか。その活動いかんによっては、議会の存在価値が問われることになります。

本町議会では、平成22年第3回定例会において、町民とともに歩む闊達な議会を目指し「南会津町議会基本条例」を制定しました。町民の代表機関として、議会・委員会活動の状況や町政の情報などを地域の方々に報告・説明し、議会活動と町政に対するご意見などを聴く機会として議会報告会を開催しています。

## I. 議会の報告 [25年3月議会定例会]

### 1. 主な審議議案

#### 議案第1号 南会津町新型インフルエンザ等対策本部条例

(施行日：法の施行日又は公布の日)

新型インフルエンザ等の発生時の危機に対応するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、自治体ごとに対策本部条例を制定するものです。

#### 議案第2号～議案第10号（条例9件）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国が一律で定めていた基準を地域の実情に合わせて町の条例に定めることが義務付けられたことから、新たに制定する条例7件、一部を改正する条例2件を提案するものです。（個別の内容については以下のとおりです。）

#### 議案第2号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（施行日：平成25年4月1日）

要介護1～5までの認定者にサービスを提供する事業所を対象に、基準となる従業者数や設備、運営に関する基準を定めるものです。

本町では、従前の厚生労働省令と異なる基準とする特段の事情がなく、省令の内容を変更しなくとも地域密着型サービス事業所の運営に支障がないため、原則省令に定める基準と同様にしましたが、福島県条例の方向性と整合を図るため、一部独自基準を設定しました。

#### 議案第3号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準等を定める条例（施行日：平成25年4月1日）

要支援1及び2の認定者にサービスを提供する事業所を対象に、基準となる従業者数や設備、運営に関する基準を定めるものです。

本町では、従前の厚生労働省令と異なる基準とする特段の事情がなく、省令の内容を変更しなくとも地域密着型サービス事業所の運営に支障がないため、原則省令に定める基準と同様にしましたが、福島県条例の方向性と整合を図るため、一部独自基準を設定しました。

#### 議案第4号 南会津町町営住宅等整備条例（施行日：平成25年4月1日）

町営住宅等の整備基準を、国の基準を参照し独自の基準を条例で定めるものです。

#### 議案第5号 南会津町準用河川に係る河川管理施設等の構造に関する条例

(施行日：平成25年4月1日)

町が管理する準用河川について、河川管理施設及び堤防等の構造について、河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものです。

#### 議案第6号 南会津町道の構造の技術的基準を定める条例（施行日：平成25年4月1日）

町が道路管理者である町道について、新設、改築する場合の構造の一般的技術的基準を定める

ものです。

**議案第7号 南会津町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例**（施行日：平成25年4月1日）  
町道に設ける道路標識の寸法を定めるものです。

**議案第8号 南会津町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例**（施行日：平成25年4月1日）

工事監督者を配置しなければならない水道工事の基準及び工事監督者の資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準を定めるものです。

**議案第9号 南会津町町営住宅管理条例の一部を改正する条例**（施行日：公布の日）

町営住宅入居収入基準、裁量階層の対象について、国の基準を参照し、町の実情に合せて独自の基準を定めるため所要の改正をするものです。

**議案第10号 南会津町公共下水道条例の一部を改正する条例**（施行日：平成25年4月1日）

公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準等を定めるため所要の改正をするものです。

また、南会津町特定環境保全公共下水道条例については同様の内容であることから、今回の改正に併せ一本化するため、同条例を廃止するものです。

条例の一本化に伴い公共下水道の設置及び名称について、条例で定めるもののほか、排水区域外の下水を公共下水道に排除することを認めた場合に、本条例を適用する改正をあわせて行うものです。

**議案第11号 南会津町表彰条例の一部を改正する条例**（施行日：平成25年4月1日）

スポーツ基本法の改正に伴い、表彰の対象となる非常勤特別職の名称を改正するものです。

**議案第12号 南会津町地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

（施行日：平成25年4月1日）

地域協議会委員について、無報酬で委員を選任しておりますが、職責を考慮し新たに非常勤特別職として位置付けるよう改正するものです。

**議案第13号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**（施行日：平成25年4月1日）

- ・地域協議会委員の職責を考慮し、新たに非常勤特別職として位置付けるものです。
- ・町長の諮問機関として通学対策協議会を設置しておりましたが、通学路については、該当する小・中学校教職員、児童生徒の保護者及び教育委員会で協議を行い、通学の適正化を図っていることから、本協議会の設置義務がなくなったため削除するものです。
- ・教育委員会に配置しているスクールソーシャルワーカーについて、今まで臨時事務職員として雇用しておりましたが、多様化する社会の中でその役割がますます重要になっておりますので、継続的に課題解決が図れるよう非常勤特別職として位置付けるものです。

## **議案第14号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例**

(施行日：平成25年4月1日)

自動車を使用した出張において、開催場所によっては公的な無料駐車場が確保できない場合や出張の際に駅の有料駐車場を利用しなければならない場合が出ておりますので、やむを得ず有料駐車場を使用する場合の費用を旅費に加算して支払うことができるよう所要の改正をするものです。

また、旅費の日当については、旅行中の昼食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うために支給されるものであります、東京特別区等の甲地方へ出張した際には電車等の費用がかさむため、福島県職員の日当額を参考に1,300円加算するよう改正するものです。

## **議案第15号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

## **議案第16号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例**

## **議案第17号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 (施行日：平成25年4月1日)**

旅費の日当については、旅行中の昼食費及びこれに伴う諸雑費並びに目的地である地域内を巡回する場合の交通費等を賄うために支給されるものであります、東京特別区等の甲地方へ出張した際には電車等の費用がかさむため、職員の日当額を参考に1,300円加算するよう改正するものです。

## **議案第18号 南会津町税条例の一部を改正する条例 (施行日：公布の日)**

町民税の減免規定において、災害時等における減免を考慮し、その適用範囲を拡大するため、所要の改正をするものです。

## **議案第19号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例**

(施行日：平成25年4月1日)

地価に対する賃料の水準の変動等による道路法改正に伴い、道路等の占用料について所要の改正をするものです。また、滞滯金が徴収できるよう新たな規定を設けるものです。

## **議案第20号 南会津町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 (施行日：公布の日)**

特定公共賃貸住宅入居資格について、町使用料及び負担金等の滞納者が入居できないよう追加するものです。

## **議案第21号 南会津町東日本大震災復興支援交付金基金条例の一部を改正する条例**

(施行日：公布の日)

現在の基金に、新たに東日本大震災復興宝くじ交付金等を併せて積立てるができるよう、所要の改正をするものです。

## **議案第22号 南会津町暴力団排除条例の一部を改正する条例 (施行日：公布の日)**

条例に規定している法令が一部改正されたことに伴い、引用している法律に条項ずれが生じた

ため、所要の改正をするものです。

#### 議案第23号 南会津町立小中学校通学等対策協議会条例を廃止する条例（施行日：公布の日）

町長の諮問機関として通学対策協議会を設置しておりましたが、通学路については、当該小・中学校教職員、児童生徒の保護者及び教育委員会で協議を行い、通学の適正化を図っていることから、本協議会の設置義務がなくなったため、廃止するものです。

#### 議案第24号 障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査判定事務の変更及び障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の変更について（施行日：平成25年4月1日）

平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」の一部改正に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称、「障がい者総合支援法」）へと名称及び制度が改正されることから、会津若松市に委託している審査判定事務の委託に関する規約を改正する必要が生じたため。

#### 議案第25号 南会津町第3期障がい者計画について

- ・計画期間 平成25年度～29年度（5年間）
- ・町民や団体等が障がいのある人を支援していくうえでの指針
- ・生活支援、ケアマネジメント体制、保健・医療、療育体制、雇用・就労、社会参加バリアフリー社会等について基本方針を定めています。

#### 議案第26号 監査委員の選任について

- ・木下光廣氏（中荒井）を監査委員に選任することに同意。

#### 議案第27号 監査委員の選任について

- ・渡部勝善氏（永田）を監査委員に選任することに同意。

#### 議案第28号 教育委員会委員の任命について

- ・河原田信弘氏（宮沢）を教育委員会委員に任命することに同意。

#### 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

- ・伊南地域 芳賀隆雄氏について適任と認める。

#### 議案第29号～35号 公の施設の指定管理者の指定について

- ①会津田島ふれあいステーションプラザ ⇒ みなみやま観光株式会社

平成25年4月1日～平成28年3月31日

- ②本屋台格納施設 ⇒ 本町区

平成25年4月1日～平成30年3月31日

③さゆり荘・さゆり会館 ⇒ みなみやま観光株式会社	平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
④日向下農村公園 ⇒ みなみやま観光株式会社	平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	
⑤会津高原高畠スキー場 小豆温泉花木の宿 小豆温泉窓明の湯 小豆温泉駒の茶屋 小豆温泉せせらぎオートキャンプ場 会津高原南郷スキー場 南郷交流促進センター・物産館「きらら 289」 高清水自然公園		みなみやま観光株式会社 平成 25 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日
⑥会津高原高畠スキー場 小豆温泉せせらぎオートキャンプ場 会津高原南郷スキー場 南郷交流促進センター・物産館「きらら 289」 高清水自然公園		株式会社マックアースリゾート福島 平成 25 年 7 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日
⑦小豆温泉花木の宿 小豆温泉窓明の湯 小豆温泉駒の茶屋		株式会社共立メンテナンス 平成 25 年 7 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日

議案第 36 号 平成 24 年度南会津町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 37 号 平成 24 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 38 号 平成 24 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 39 号 平成 24 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 40 号 平成 24 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 41 号 平成 24 年度南会津町水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 42 号 平成 25 年度南会津町一般会計予算

議案第 43 号 平成 25 年度南会津町国民健康保険特別会計予算

議案第 44 号 平成 25 年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 45 号 平成 25 年度南会津町介護保険特別会計予算

議案第 46 号 平成 25 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算

議案第 47 号 平成 25 年度南会津町公共下水道事業特別会計予算

議案第 48 号 平成 25 年度南会津町簡易水道事業特別会計予算

議案第 49 号 平成 25 年度南会津町水道事業会計予算

## **委員会提出議案第 1 号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例**

地方自治法の一部改正に伴い、常任委員会への所属義務が条例に委ねられたため、所要の改正を行うものです。

## **委員会提出議案第 2 号 南会津議会会議規則の一部を改正する規則**

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会・参考人制度の導入するほか、所要の改正を行うものです。

## **委員会提出議案第 3 号 南会津議会基本条例の一部を改正する条例**

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会・参考人制度の導入により、所要の改正を行うものです。

## **平成 25 年請願第 1 号 地方財源の確保を求める請願について**

地方の一般財源総額について、2012 年度の地方財政計画の水準を下回らない交付額とすることなどを内閣総理大臣ほかに求めるものです。

## **平成 25 年請願第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める請願について**

政務使代表者からなる「雇用戦略対話」において、2020 年度までの目標として、「早い時期に全国最低 800 円（時間額）を確保し、全国平均 1,000 円を目指す。」合意結果を目指し、現行 658 円の福島県の最低賃金の引き上げと早期発効を内閣総理大臣ほかに求めるものです。

## **委員会提出議案第 4 号 地方財源の確保を求める意見書の提出について**

意見書を内閣総理大臣等に提出することとしました。

## **委員会提出議案第 5 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について**

意見書を内閣総理大臣等に提出することとしました。

## **委員会提出議案第 6 号 再生可能エネルギー推進に関する決議**

本町の持つ豊かな資源を生かし、再生可能エネルギー事業を推進していくことを決議しました。

## 2. 請願・陳情について

### ◎請願・陳情の方法

請願・陳情を出すには、次の例により必要事項を記入し、事前に議会事務局に連絡の上、提出してください。

紹介議員は、請願について1名以上必要です。

陳情は、紹介議員は必要ありませんが、南会津町民に限ります。

平成 年 月 日

南会津町議会議長 あて

請願者（陳情者）の

住 所

氏 名

印

紹介議員

氏 名

印

○○○○○○○○○○に関する請願（陳情）

#### 1. 請願（陳情）の趣旨

---

---

---

---

### 3. 要望事項・地域事業等の現状について

（略）

### 4. 意見・提言等について

（略）